

記載要領

【誓約・同意事項】

- ① 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- ② 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、成田市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ この申請書は、成田市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑤ 成田市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、成田市が定める期限までに申請者に連絡・確認できない場合には、成田市は当該申請を取り下げられたものとみなします。
- ⑥ 給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

申請者名義の口座の振込金融機関
口座確認書類（通帳の写し等）を
添付してください。

振込先金融機関口座確認書類 貼付欄

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し

本人確認書類を添付してください。

本人確認書類 貼付欄

※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し(コピー)